平成２２年（フ）第６５０号
仙台市青葉区八幡１丁目３番11―402号
債務者　根本　勝浩
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
宮城県黒川郡大郷町粕川字南丸山23番地
債務者　伊藤　一字
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
宮城県亘理郡亘理町吉田字小橋416番地２
債務者　齋　　和秀
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
宮城県塩竈市梅の宮８番１号　セジュール夢蔵101号
債務者　加藤　敏一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
仙台市若林区若林１丁目８番13号　コーポ赤松若林211
債務者　伊藤　勇一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番４―508号
債務者　瀧本　京子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
仙台市青葉区花京院１丁目１番30―403号
債務者　阿部　朝尚
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
宮城県石巻市水明北２丁目４番26号、前住所宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢274番地１雇用促進住宅２―406号
債務者　佐藤　利香（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
宮城県石巻市築山１丁目11番11号、前住所東京都渋谷区本町３丁目52番５―304号
債務者　作間　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６号
宮城県気仙沼市小々汐４番地
債務者　尾形　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市舘山１丁目５番29号
債務者　佐藤　哲子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１４２号
秋田県潟上市天王字長沼37番地４　第２ホームズすずき８号室
債務者　相原　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
秋田県にかほ市平沢字宮ノ前26番地
債務者　小林　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４６号
秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町82番地
債務者　高嶋　則子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２０号
福島県南相馬市原町区橋本町１丁目46番地
債務者　只野　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１１５号
茨城県古河市上辺見1028番地　サンライズむつみＡ―103
債務者　青木　光代（旧姓鶴見）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８７号
千葉市美浜区磯辺５丁目11番２棟402号
債務者　池田　　恵（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係